

一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団  
研究開発助成選考要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団（以下「財団」という。）が、洋ラン類の育種、生産、栽培技術、多用途化（6次産業化）、文化、芸術、学術等の発展に資すると認められる研究を行う洋ラン生産者、育種家、愛好家、研究者または研究機関等に対し、研究開発助成（以下「研究助成」）を行うことにより、広く他の洋ラン生産者の新たな生産意欲を醸成するとともに、県民に対し洋ランを通じた心豊かな文化を提供することを目的とする。

(選考委員会の設置)

第2条 財団は、第1条の目的を達成するために、一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団研究開発助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の構成員)

第3条 選考委員会は、委員3名をもって組織する。

2 前項の委員は、洋ラン生産者、農業関係者や学識経験者等の専門知識、技術を有する者をもって構成するものとする。

(助成の対象)

第4条 研究助成は、一般公募及び関係機関（公的研究機関、農業協同組合、一般法人等）への告知により応募された研究テーマの中から、第3条の選考委員会による選考を経て、一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団理事会（以下「理事会」という。）により決定するものとする。

2 対象件数は年間5件以内とする。

3 研究期間については期限を設けない。

(助成の内容)

第5条 研究助成の対象者には、1年あたり総額300万円以内の範囲で助成金を授与するものとする。

(選考基準)

第6条 研究助成の選考基準は次のとおりとする。

(1) 財団が目的とする課題に関する研究内容であること

(2) 研究内容の総合的評価（新規性、独自性、実現性）

(選考過程)

第7条 選考委員は、第6条第2項については、各評価項目毎に専門的見地から5段階評価による評価を行い、研究テーマの選定及び助成金の配分を行うものとする。

2 前項の選考を経た洋ラン生産者または研究機関等に対し、理事会の決議を経て、研究助成金を授与するものとする

(報告及び公開)

第8条 第7条で選定された研究が終了した後は、研究結果報告書を財団に速やかに提出し、理事会で承認を受けるものとする。ただし、複数年に渡る研究の場合は、単年度毎に報告書を提出し、理事会で承認を受けるものとする。

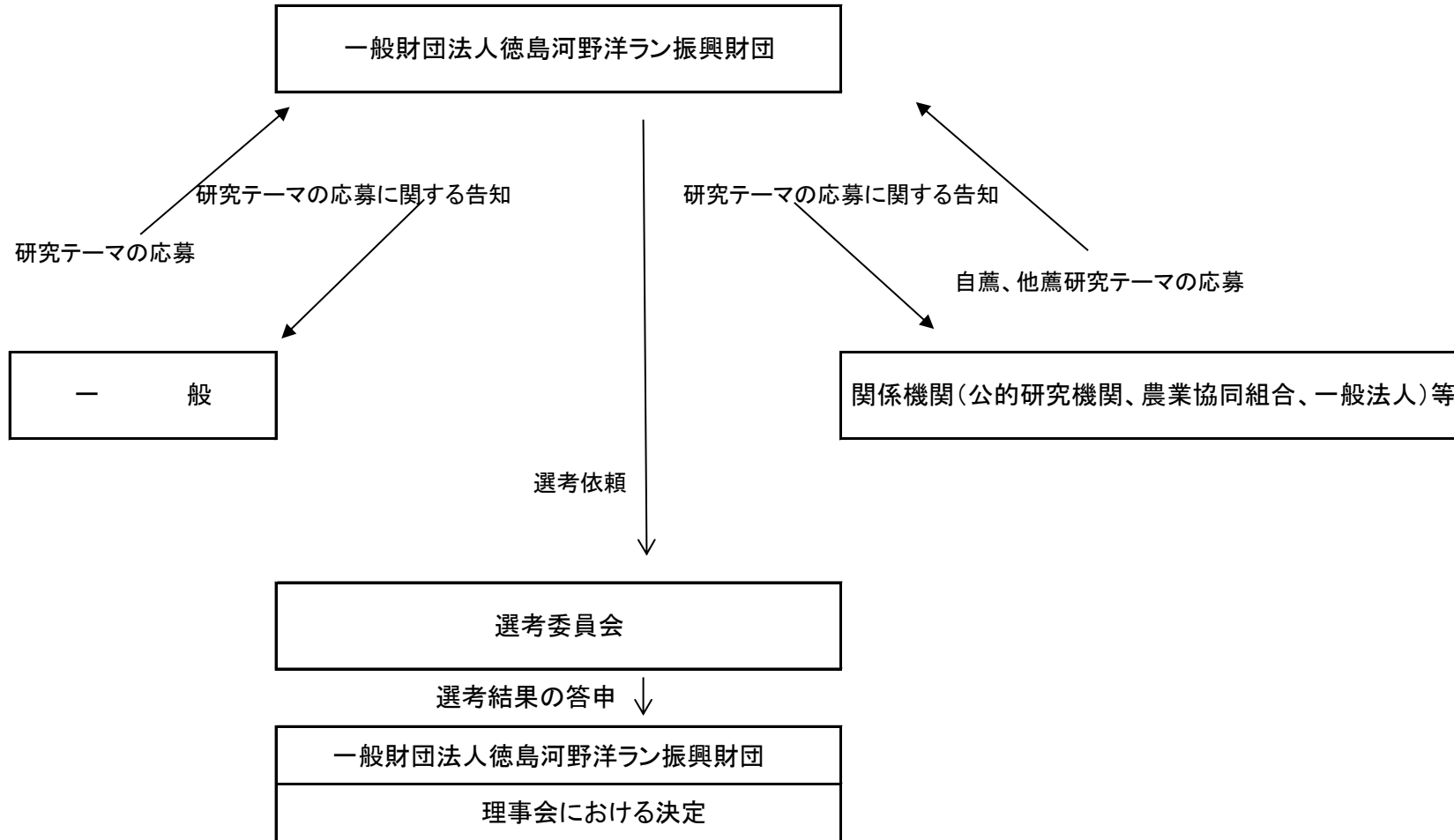
2 前項の研究結果は、理事会承認後、財団のホームページ等で公開する。

3 第1項の研究結果は、研究年度の翌年以降速やかに、財団が主催する県民を対象とした会等において、研究結果に関する発表を行い、洋ラン振興を図るとともに、洋ランを通じた心豊かな文化、芸術、学術等を提供するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において定めるものとする。

一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団 研究開発助成選考スキーム



一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団  
新品種育成及び新技術開発、文化発展功労表彰選考要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団（以下「財団」という。）が、洋ラン類の育種、生産、栽培技術、文化、芸術、学術、多用途化（6次産業化）等の発展に寄与したと認められる優秀な洋ラン生産者、育種家、愛好家、研究者または研究機関等に対し、一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団新品種育成及び新技術開発、文化発展等功労表彰（以下「功労表彰」という。）を行うことにより、広く他の洋ラン生産者の新たな生産意欲を醸成するとともに、県民に対し洋ランを通じた心豊かな文化を提供することを目的とする。

(選考委員会の設置)

第2条 財団は、第1条の目的を達成するために、一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団功労表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の構成員)

第3条 選考委員会は、委員3名をもって組織する。

2 前項の委員は、洋ラン生産者、農業関係者や学識経験者等の専門知識、技術を有する者をもって構成するものとする。

(表彰の対象)

第4条 対象者は、洋ラン関係機関（大学や公的研究機関、農業協同組合、花市場等）への推薦依頼によるものとし、第3条の選考委員会による選考を経て、一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団理事会（以下「理事会」という。）により決定するものとする。

(表彰の内容)

第5条 功労表彰の受賞者には、表彰状及び助成金10万円を授与するものとする。

(選考基準)

第6条 功労表彰の選考基準は次のとおりとし、育種に関するものは（1）と（2）、新技術開発に関するものは（1）と（3）によるものとする。

（1）財団が目的とする育種または技術開発並びに文化、芸術、学術、多用途化（6次産業化）等の発展に寄与したと認められるものであること。

（2）洋ランの育種技術からみた総合的評価（新規性、独自性、花色、葉姿）

（3）洋ランの栽培技術からみた総合的評価（新規性、独自性、革新性、普及性）

(選考過程)

第7条 選考委員は第6条第2号及び第3号については、専門的見地から各評価項目毎に5段階評価を行い、最上位の洋ランまたは技術を選定するものとする。

2 前項の選考を経た洋ラン生産者に対し、理事会の決議を経て、功労表彰を授与するものとする

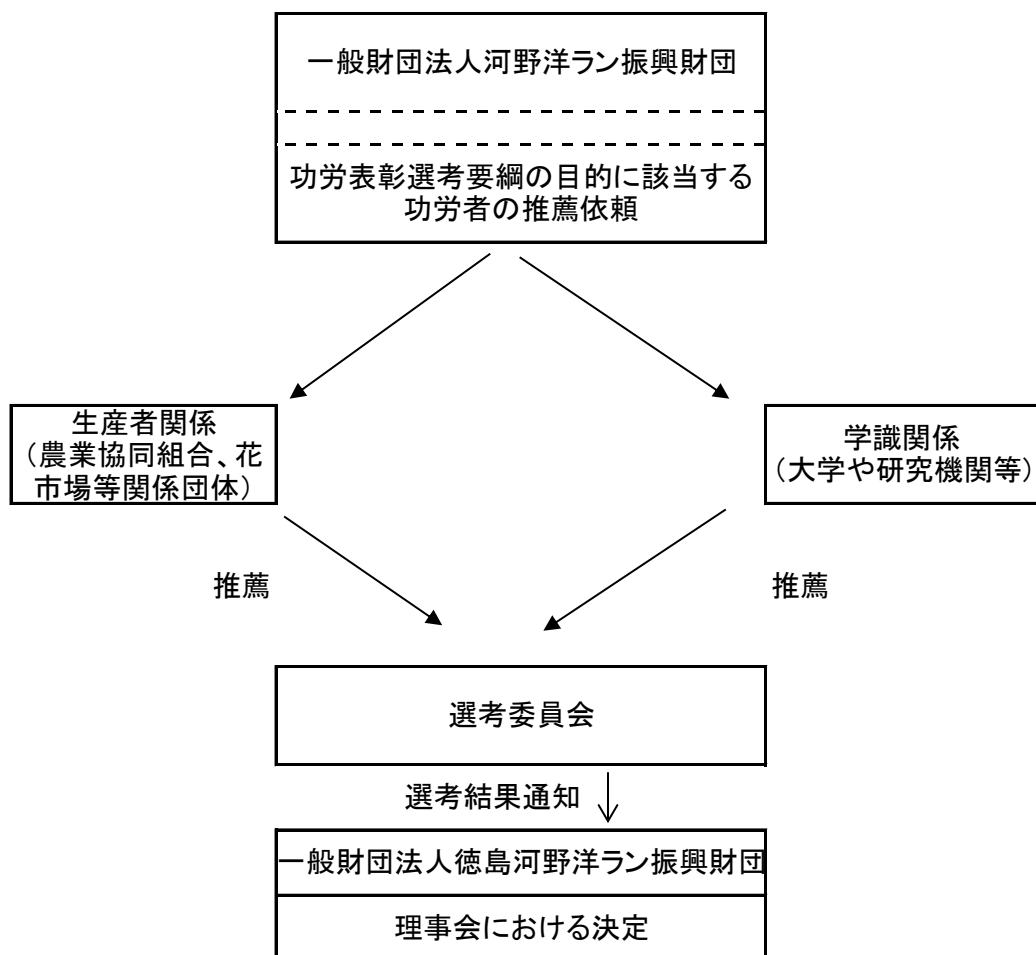
(展示)

第8条 第7条で選定された最優秀の洋ランまたは新技術は、財団のホームページで公開し洋ラン振興を図るとともに、蘭夢美術館又は、公共の施設において展示または公開し、県民に対し洋ランを通じた心豊かな文化を提供するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において定めるものとする。

一般財団法人河野洋ラン振興財団 功勞表彰選考スキーム



## 一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団賞表彰要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団（以下「財団」という。）が、洋ラン類の育種、生態、栽培技術等の発展に資すると認められる優秀な洋ラン生産者に対し、一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団賞（以下「財団賞」という。）を授与することにより、広く他の洋ラン生産者の新たな生産意欲を醸成するとともに、県民に対し洋ランを通じた心豊かな文化を提供することを目的とする。

## (選考委員会の設置)

第2条 財団は、第1条の目的を達成するために、一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

## (選考委員会の構成員)

第3条 選考委員会は、委員3名をもって組織する。

- 2 前項の委員は、洋ラン生産者、農業関係者等の専門知識を有する者をもって構成するものとする。

## (表彰の対象)

第4条 財団賞は、河野メリクロン全国シンビジウム品評会に出品された洋ランの中から第3条の選考委員会の選考及び一般県民による投票を経て、一般財団法人徳島河野洋ラン振興財団理事会（以下「理事会」という。）により決定するものとする。

## (表彰の内容)

第5条 財団賞の受賞者には、表彰状及び助成金10万円を授与するものとする。

## (選考基準)

第6条 財団賞の選考基準は次のとおりとする。

- (1) 花立ち、花色、草姿、バランスから総合的に判断される商品性
- (2) ランの品種特性を活かして生産されたと認められる品種特性

## (選考過程)

第7条 選考委員は各々、第6条第1号について100点、同条第2号について100点を有し、専門的見地から採点を行い、上位3名の生産鉢を選定するものとする。

- 2 前項の選考を経て決定された生産鉢は、蘭夢美術館において展示を行い、広く県民からの投票により最優秀の洋ランを決定する。
- 3 前2項の選考を経た洋ランに対し、理事会の決議を経て、財団賞を授与するものとする。

(展示)

第 8 条 第 6 条で選定された最優秀の洋ランは、選定期間終了後も蘭夢美術館において展示を行い、県民に対し洋ランを通じた心豊かな文化を提供するものとする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において定めるものとする。